

平成 30 年 9 月 13 日（木） 東信地区（上田合同庁舎講堂）
平成 30 年 9 月 14 日（金） 中信地区（安曇野庁舎講堂）
平成 30 年 9 月 18 日（火） 北信地区（県庁講堂）
平成 30 年 9 月 20 日（木） 南信地区（諏訪合同庁舎講堂）

各会場とも 10 時から

建設工事における社会保険未加入対策に関する説明会

1 開 会

2 内 容

- (1) 長野県建設工事標準請負契約約款の改正について
- (2) 請負代金内訳書提出の義務化と法定福利費明示について
- (3) 社会保険加入状況確認等事務処理における留意事項について

3 質疑応答

会計局 契約・検査課 契約企画係
(課長)丸山 進 (担当)神津真穂
電 話 026-235-7359
ファクシミリ 026-235-7472
E-mail keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

建設部 建設政策課技術管理室
(室長)藤本 済
(基準指導班) 玉川博之
(入札・契約班) 吉川英昭
電 話 026-235-7312、7313
ファクシミリ 026-235-7482
E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

建設工事等の標準請負契約約款の改正について (社会保険への加入の促進)

契約・検査課
建設政策課 技術管理室
森林政策課

1 目的

長野県では、建設工事等入札参加資格者に社会保険^{※1}の加入を義務付けており、未加入の下請企業についても元請企業から加入指導するよう求めている。現在の加入率は95%となっている。

平成29年7月、中央建設業審議会^{※2}は、公共工事標準請負契約約款において、受注者は社会保険未加入建設業者を下請負人等としてはない旨の条項を新設するとともに、全国の都道府県に対しても改正を勧告した。

これを受けて、下請企業における社会保険加入を更に促進するため、長野県建設工事等標準請負契約約款の改正を行い、建設工事現場の労働環境の改善、建設産業の中・長期的な担い手の確保・育成を図りたい。

2 取組内容

(1) 建設工事標準請負契約約款を改正し、次の条項を新たに規定する。

- ① 請負代金内訳書^{※3}へ社会保険に係る法定福利費を明示すること。
- ② 社会保険の未加入建設業者は1次下請負者とししないこと。

(2) 森林整備業務においても同様な取組を行う。

- ・ 1次下請負者に社会保険の未加入が確認された場合、特別な事情の有無を考慮しつつ、未加入が改善されない場合は元請企業に対し入札参加停止措置や工事成績評定の減点等を行う。
- ・ 様々な機会を捉え、受注者・発注者双方へ周知を図る。

3 適用日等

平成30年10月1日付で契約約款を改正し、以降に契約する工事に適用する。

※1 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※2 中央建設業審議会：「建設業法」等に基づき、国交省に設置された諮問機関。建設工事の入札契約の適正化や標準請負契約約款等の審議を行う。自治体や企業の代表者よりなる。

※3 請負代金内訳書：契約約款第3条に規定される図書。受注者が契約締結後5日以内に設計図書に基づき発注者に提出する。

(総則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第 2 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第 3 条 受注者は、この契約締結後 5 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

~~2 3~~ 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

~~〔注〕発注者が内訳書を必要としない場合は、内訳書に関する部分を削除する。~~

(契約の保証)

- 第 4 条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の 1 以上としなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の 1 に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

〔注〕(A)は、金銭的保証を求める場合に使用する。

第 4 条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の 3 以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の 3 に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

〔注〕(B)は、役務的保証を求める場合に使用する。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第37条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 6 条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第 7 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 7 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてではない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 (A) 〔専任の〕主任技術者
(B) 〔監理技術者資格者証の交付を受けた専任の〕監理技術者
- 三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

〔注〕(B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

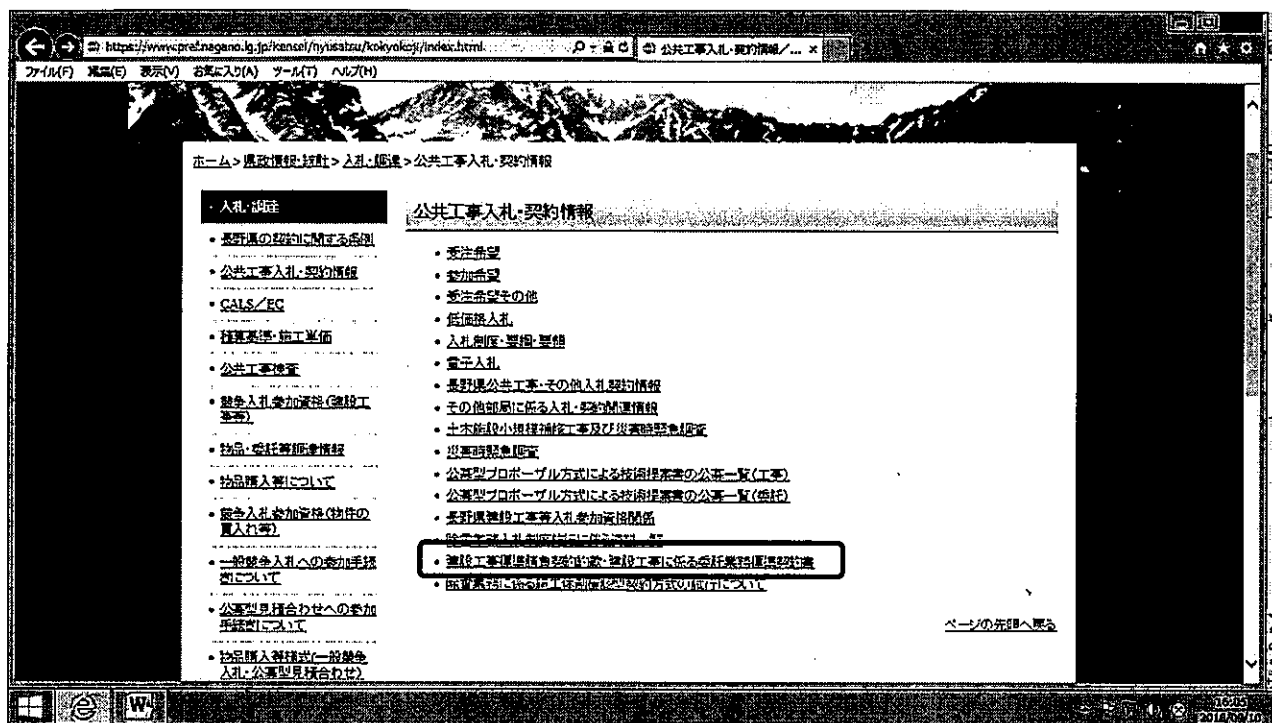
第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む、以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。



<改正後の契約約款は、県公式ホームページに掲載しています>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kokyokoji/seido/keiyakusyo.html>

長野県建設工事標準請負契約約款に係る留意事項

平成30年8月22日付け30契検第42号による長野県建設工事標準請負契約約款（以下、「契約約款」という。）の一部改正に伴い、県発注の建設工事等に係る「建設工事請負契約書」の適用にあたり、契約約款で記載している各条項に係る留意事項を定めたものです。

第3条関係

第2項において規定する「内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。」の明示方法は、下記及び別添「記載例」のとおりとする。

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

第7条の2関係

第 1 項及び第 2 項に規定する社会保険未加入建設業者の確認方法、及び未加入が確認された場合の事務処理方法については、別添「社会保険未加入対策実施フロー」以下によることとする。

附 則

この留意事項は、平成30年10月1日以降契約する請負工事から適用する。

※この用紙は、請負代金内訳書全体のうちの最終ページです。

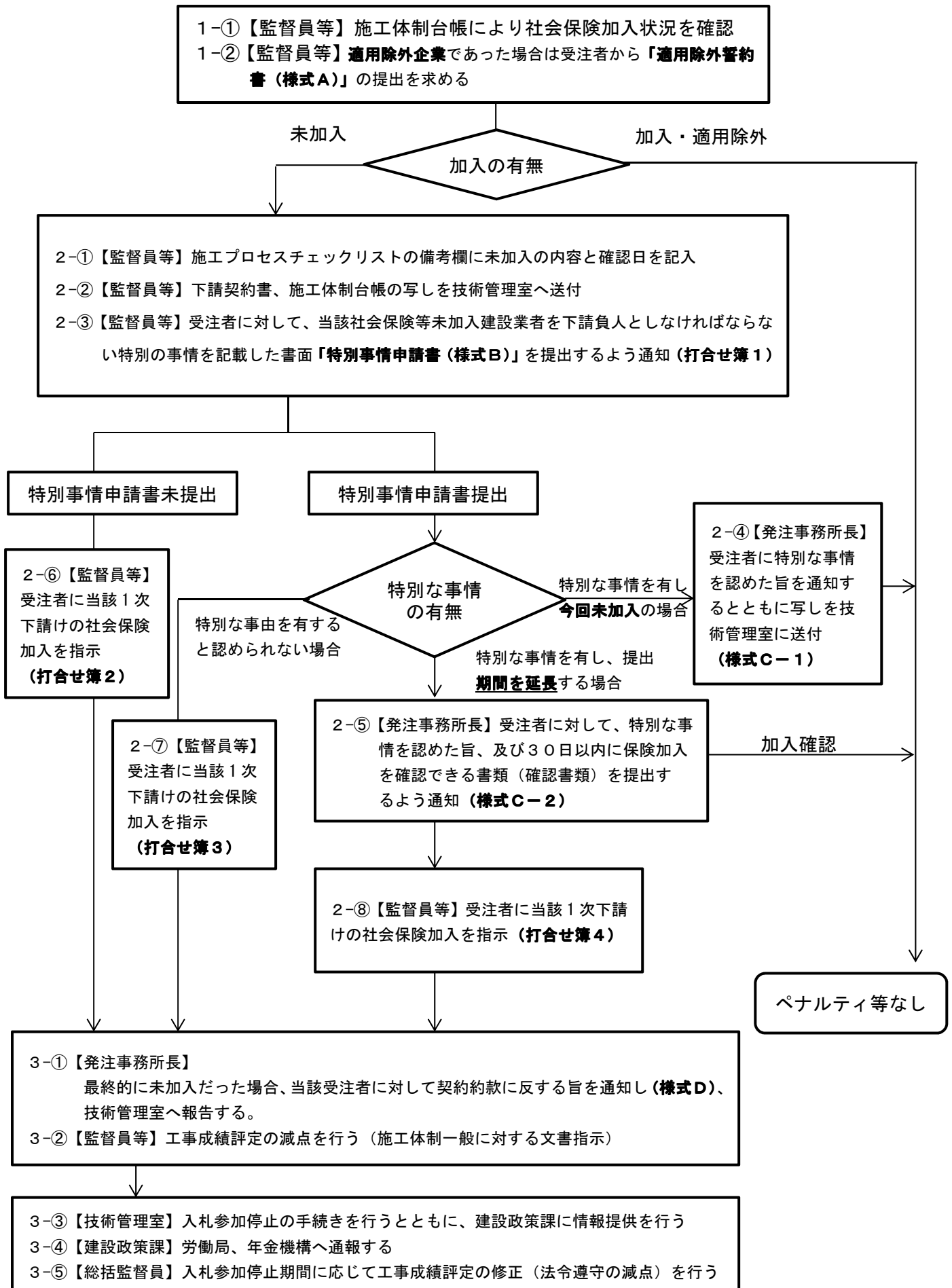
M	(工事費内訳書) * * * 本工事費 * * *								頁0-0000
T	費目・工種・種別・細別・施工名称など	規格 1	規格 2	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	* * 共通仮設費計 * *								
2	* * 純工事費 * *								
3	* * 現場管理費 * *								
4	* * 工事原価 * *								
5	* 一般管理費等 *								
6	* * 工事価格計 * *								
7	* * 消費税等相当額計 * *								
8	* * 工事費計 * *								
9									

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)



記載例

社会保険未加入対策事務処理フロー



下請負人の社会保険の加入確認について

1. 社会保険加入状況の確認

- ①【監督員等】受注者から提出された施工体制台帳により確認する。

〔施工体制台帳の「健康保険の加入状況」欄により、下請企業の社会保険加入を確認する。〕

対象企業・・・1次下請の建設業者（委託、廃棄物処理業者は対象外。以下「1次下請業者」という。）

- ②【監督員等】適用除外企業であった場合は受注者から「**適用除外誓約書（様式 A）**」の提出を求める※。

※健保適用除外承認を受け適法に国民健康保険組合（建設国保等）に加入し、厚生年金に加入している事業所は提出不要

書類等による確認の必要が生じた場合

- (1) 1次下請業者が長野県入札参加資格を有する企業である場合、**確認不要**

- (2) (1)に該当せず、建設業許可を有する企業である場合、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（国土交通省 HP）を用いて確認する。（建設業許可を有しない企業は確認不要）

- (3) (1)(2)による確認が出来ない場合（予備的確認方法）

厚生労働省年金局等が発行する社会保険加入を証する書類（以下「**確認書類**」）を受注者に提示させ、確認する。

- 健康保険又は厚生年金保険：次の書類のいずれか一つを原本提示

- ・領収証書（参考資料①）
- ・社会保険料納入証明（申請）書（参考資料②）
- ・資格取得確認および標準報酬決定通知書（参考資料③）

- 雇用保険：次の書類のいずれか一つを原本提示

- ・領収済通知書（参考資料④-1）および労働保険概算・確定保険料申告書（参考資料④-2）
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）（参考資料⑤）

ただし、次の企業については、社会保険の適用除外となる。施工体制台帳において社会保険加入状況欄に「**適用除外**」と記載されているのはこの場合であり、**確認不要**。

適用除外の企業	適用除外の保険
従業員 5 人未満の個人事業所	健康保険、厚生年金保険
役員のための法人	雇用保険
個人事業主のみ、一人親方	雇用保険、健康保険、厚生年金保険

2. 確認の結果 1次下請業者が社会保険等未加入の場合

- ①【監督員等】施工プロセスチェックリストの備考欄に未加入の内容と確認した日を記入する。

- ②【監督員等】下請負契約書、当該施工体制台帳の写しを技術管理室へ送付する。

- ③【監督員等】当該社会保険未加入建設業者を下請負人とする特別の事情を記載した書面「**特別事情申請書（様式 B）**」を提出するよう受注者に指示（通知）する。（打合せ簿 1）

- ④【発注事務所長】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、次回県発注工事の下請負となるまでの間に加入することを確約した場合は、その旨を通知するとともに、写しを技術管理室に送付する。（様式 C-1）

- ⑤【発注事務所長】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、「確認書類」の提出期間を延長する場合は、30日以内に提示するよう受注者に通知する。（様式C-2）
- ⑥【監督員等】特別事情申請書の提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿2）
- ⑦【監督員等】特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有すると認められない場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿3）
- ⑧【監督員等】特別な事情を有すると認めて「確認書類」の提出を求めたが、提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿4）

3. しゅん工時

- ①【発注事務所長】最終的に未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できなかった場合は、受注者に対して契約違反の旨を通知し（様式D）、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第5の規定に基づき、技術管理室へ報告する。
- ②【監督員等】工事成績評定の減点を行う。（施工体制一般に対する文書指示）
- ③【技術管理室】①の報告を受けて、入札参加停止要領に基づき受注者の入札参加停止の手続きを行う。また、建設政策課に情報提供を行う。
- ④【建設政策課】③の情報を受けて、労働局・年金機構へ通報する。
- ⑤【総括監督員】入札参加資格停止期間に応じて工事成績評定の修正（法令遵守）を行う。

(様式 A)

平成 年 月 日

〇〇建設事務所長 様

住所
氏名

適用除外誓約書

別紙の理由により、今般当社が受注した下記工事において、当社の下請負人である△△建設には、□□法第○条に規定する届出の義務はありません。

この誓約が虚偽であり、又この誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて誓約します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|------|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |
| 5 | 理 由 | (別紙) | | | |

(別紙)

(健康保険・厚生年金保険)

☐従業員 5 人未満の個人事業所であるため

☐その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐役員のための法人であるため

☐その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(様式 B)

平成 年 月 日

〇〇建設事務所長 様

住所
氏名

△△建設を下請負人とした特別な事情の認定の申請について

平成 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、△△建設が□□法第○条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、下記のとおり当社は△△建設を下請負人とする必要があるため、建設工事標準請負約款第 7 条の 2 第 2 号に定める特別の事情を有することの認定を申請します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |
| 5 | 特別の事情 | | | | |

(様式 C-1)

平成 年 月 日

住 氏	所 名
--------	--------

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別な事情の認定等について(通知)

平成 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第○条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、平成 年 月 日付けで貴社が提出した資料（および平成 年 月 日に実施したヒアリング結果）に基づき、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 号に定める特別の事情を有するものと認めます。

このため、下記工事において△△建設を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

(様式 C-2)

平成 年 月 日

住所氏名	氏名	住所
------	----	----

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第7条の2第2号に定める特別な事情の認定等について(通知)

平成 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第○条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、平成 年 月 日付けで貴社が提出した資料（および平成 年 月 日に実施したヒアリング結果）に基づき、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別の事情を有するものと認めます。

については、平成 年 月 日【※本通知をした日から 30 日間】までに、△△建設が〇〇法第〇条の規定による届出をした事実を確認することができる書類を提出してください。当該期間内に提出が無い場合は、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することになるので併せて通知します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

(様式 D)

平成 年 月 日

住所氏名

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項に対する契約違反について（通知）

平成 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第○条の規定による届出をしていないことを確認しました。

については、建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反していることから、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うこととなりますので、あらかじめ連絡します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 平成 | 年 | 月 | 日から |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

工事 打合せ簿

所長		総括監督員		主任監督員		監督員	
----	--	-------	--	-------	--	-----	--

事 業 名		工事箇所名			
請負金額	千円	工 期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	変更工期	平成 年 月 日
打合せ関係	打合年月日	平成 年 月 日			
	立会者	発注者			
		受注者			
指示事項 発注者→受注者	施工体制台帳及び添付書類を確認した結果、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認されました。				
	このため、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成 年 ○月○日まで、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない				
	特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）を提出するよう通知します。				
	また、特別な事情を有すると発注者が認めなかった場合には、同条第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。				
打合事項 (協議事項)	1．当初契約　2．設計図書　3．測量　4．準備工　5．用地補償				
	6．本工事　7．附帯工及び補償工事　8．安全管理　9．仮設工　10．検査				
	11．品質管理　12．写真　13．データ資料　14．出来高　15．完成時　16．その他				
打合せ事項			処 理 事 項		
発議者 ☐ 発注者 ☐ 受注者					
上記について			上記について		
指示 協議 提出 報告 通知			了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理		
その他（ ）			その他（ ）		
します。			します。		
確認しました。			確認しました。		

工事 打合せ簿

所 長		総 括 監 督 員		主 任 監 督 員		監 督 員	
--------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-------------	--

事業名			工事箇所名			
請負金額	千円	工期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	変更工期	平成 年 月 日	
打合せ関係	打合年月日	平成 年 月 日				
	立会者	発注者				
		受注者				
指示事項 発注者→受注者	平成○年○月○日、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認され、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成○年○月○日までに当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」）を提出するよう通知しましたが、当該期間内に特別事情申請書が提出されず、同条第1項に違反している状態が継続しています。					
	このため、平成○年○月○日までに、当該一次下請業者が、未加入の社会保険等について届出をした事実を確認できる書類を提出するよう指示します。					
	なお、提出が無かった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、入札参加資格停止等の措置を行います。					
打合事項 (協議事項)	1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償					
	6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査					
	11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他					
打合せ事項			処理事項			
発議者 ☐ 発注者 ☐ 受注者						
上記について			上記について			
指示 協議 提出 報告 通知			了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理			
その他（ ）			その他（ ）			
します。			します。			
確認しました。			確認しました。			

(打合せ簿3)

工事 打合せ簿

所 長		総 括 監 督 員		主 任 監 督 員		監 督 員	
--------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-------------	--

事 業 名				工事箇所名				
請負金額	千円		工 期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	変更工期	平成 年 月 日		
打合せ関係	打合年月日	平成 年 月 日						
	立会者	発注者						
		受注者						
指示事項 発注者→受注者	平成○年○月○日、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認され、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成○年○月○日までに当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」）を提出するよう通知したところ、平成○年○月○日に貴社より特別事情申請書が提出されました。							
	しかし、下記理由により同号に定める特別の事情を有すると認められないため、同条第1項の規定に違反している状態が継続しています。							
	このため平成○年○月○日までに、当該1次下請業者が、未加入の社会保険等の届出をした事実を確認することができる書類の提出を指示します。							
	なお、提出が無かった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、入札参加資格停止等の措置を行います。							
	【理由】							
打合事項 (協議事項)	1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償							
	6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査							
	11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他							
打合せ事項				処 理 事 項				
発議者 ☐ 発注者 ☐ 受注者								
上記について				上記について				
指示 協議 提出 報告 通知				了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理				
その他 ()				その他 ()				
します。				します。				
確認しました。				確認しました。				

工事 打合せ簿

所 長		総 括 監 督 員		主 任 監 督 員		監 督 員	
--------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-------------	--

事業名		工事箇所名			
請負金額	千円	工 期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	変更工期	平成 年 月 日
打合せ関係	打合年月日	平成 年 月 日			
	立会者	発注者			
		受注者			
指示事項	平成○年○月○日、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認され、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成○年○月○日までに当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」）を提出するよう通知し、平成○年○月○日に提出されたところです。				
	当該特別事情申請書について、同項に定める特別の事情を有すると認められましたが、平成○年○月○日までに当該一次下請者が、未加入の社会保険について届出をした事実を確認できる書類が提出されず、同条第1項に違反している状態が続いています。				
	このため、平成○年○月○日までに、当該一次下請が未加入の社会保険等について届出をした事実を確認できる書類を提出するよう指示します。				
	なお、提出が無かった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、入札参加資格停止等の措置を行います。				
打合事項 (協議事項)	1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償				
	6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査				
	11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他				
打合せ事項			処 理 事 項		
発議者 □ 発注者 □ 受注者					
上記について			上記について		
指示 協議 提出 報告 通知			了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理		
その他（ ）			その他（ ）		
します。			します。		
確認しました。			確認しました。		

参考資料①【健康保険・厚生年金保険】領収証書

領 収 済 通 知 書

国 庫 金 厚生 保 険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

事業所管理記号 事業所番号 うち証券受取

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
児童手当拠出金
平成 年度
厚生労働省所管
年金特別会計

納付期
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
国庫年金事務所

あて先
法人取組
厚生労働省年金局事業管理課長
(所在地) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
国庫年金事務所(納付書) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
日本年金機構(納付書) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、
インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

担当課 国庫年金事務所徴収担当

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

領 収 控

国 庫 金 厚生 保 険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
児童手当拠出金
平成 年度
厚生労働省所管
年金特別会計

納付期
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
国庫年金事務所

あて先
法人取組
厚生労働省年金局事業管理課長
(所在地) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
国庫年金事務所(納付書) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
日本年金機構(納付書) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、
インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

担当課 国庫年金事務所徴収担当

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書 領 収 証 書

国 庫 金 厚生 保 険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
児童手当拠出金
平成 年度
厚生労働省所管
年金特別会計

納付期
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、成人代理店又は日本年金機構
国庫年金事務所

あて先
法人取組
厚生労働省年金局事業管理課長
(所在地) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
国庫年金事務所(納付書) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
日本年金機構(納付書) 〒100-8918 千代田区麹町2-2
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、
インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

担当課 国庫年金事務所徴収担当

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

(1) 業者名と一致しているか確認

(2) 適切な数値が入っていれば可

参考資料②【健康保険・厚生年金保険】社会保険料納入証明書

別紙4

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	(1) 業者名と一致しているか確認
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				日
平成 年 月分				日
平成 年 月分				日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

(2) 適切な数値が入っていれば可

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

㊟

参考資料④-1 【雇用保険】領収済通知書(様式)

必ず④-2と
セットで確認

(1)参考資料④-2の番号と一致しているか確認

領収済通知書		労働保険		国庫金		(記入例) ¥01123456789									
30840		取扱い番号		00075227		労働保険特別会計0847 厚生労働省6118									
取扱い所名		青森労働局		取扱い所番号		30840		支店番号		30840		支店番号		30840	
※取扱い区分		※取扱い年月日(元号：平成は?)		※取扱い月(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)	
1. 平成		2. 平成		3. 平成		4. 平成		5. 平成		6. 平成		7. 平成		8. 平成	
納付の目的		1. 平成		2. 平成		3. 平成		4. 平成		5. 平成		6. 平成		7. 平成	
納付の場所		日本銀行(本店・支店・代理店又は兼入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署	
納付の金額		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付先		〒030-8558		青森市新町2丁目4-25		青森合同庁舎		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官	
領収日付印		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	

(2)適切な数値が
入っていれば可

(3)参考資料④-2の額
と一致しているか確認

領収済通知書		労働保険		国庫金		(記入例) ¥01123456789									
30820		取扱い番号		00075227		労働保険特別会計0847 厚生労働省6118									
取扱い所名		青森労働局		取扱い所番号		30820		支店番号		30820		支店番号		30820	
※取扱い区分		※取扱い年月日(元号：平成は?)		※取扱い月(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)		※取扱い日(元号：平成は?)	
1. 平成		2. 平成		3. 平成		4. 平成		5. 平成		6. 平成		7. 平成		8. 平成	
納付の目的		1. 平成		2. 平成		3. 平成		4. 平成		5. 平成		6. 平成		7. 平成	
納付の場所		日本銀行(本店・支店・代理店又は兼入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署		所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署	
納付の金額		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円		10 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付先		〒030-8558		青森市新町2丁目4-25		青森合同庁舎		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官		青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官	
領収日付印		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	

参考資料④-2【雇用保険】労働保険 概算・確定保険料申告書(様式)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石川県健康保険法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体
第3片記入に当たっての注記
OCR等への記入は上

必ず④-1と
セットで確認

下記のとおり申告します。

提出用

種別 32700 修正項目番号 入力確定コード

平成 年 月 日

(1)で照合する箇所

566

札幌市北区北8条西2丁目1-1

札幌第1合同庁舎

①増加年月日(元号・平成は7) ②事業終了年月日(元号・平成は7) 事業終了等理由
③平時使用労働者数 ④雇用保険被保険者数 ⑤免除対象高年齢労働者数 事業保険料率決定理由コード

北海道労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

①区分	算定期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	②保険料・拠出金算定基礎額	③保険料率	④確定保険料・一般拠出金額 (②×③)
労働保険料	(イ)	④千円	(イ) 1000分の	(イ) 千円
労働保険分	(ロ)	④千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 千円
雇用保険法適用者分	(ハ)	④千円	(ハ) 1000分の	(ハ) 千円
高年齢労働者分	(ニ)	④千円	(ニ) 1000分の	(ニ) 千円
保険料算定対象者分	(ホ)	④千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 千円
一般拠出金 (注1)	(ヘ)	④千円	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 千円

①区分	算定期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	②保険料率	④概算・増加概算保険料率 (②×③)
労働保険料	(イ)	(イ) 1000分の	(イ) 千円
労働保険分	(ロ)	(ロ) 1000分の	(ロ) 千円
雇用保険法適用者分	(ハ)	(ハ) 1000分の	(ハ) 千円
高年齢労働者分	(ニ)	(ニ) 1000分の	(ニ) 千円
保険料算定対象者分	(ホ)	(ホ) 1000分の	(ホ) 千円

(4)どちらかに適切な数値が入っていれば可

⑤事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑥事業主の電話番号(変更のある場合記入)
⑦延納の申請 納付回数 ⑧

⑨⑩⑪欄の金額の前に「〒」記号を付さないで下さい

⑨ 申告済概算保険料額				⑩ 申告済概算保険料額			
⑫ 差引額	(イ) 完全額	(ロ) 返済額	(ハ) 不足額	(ニ) 不足額	(ホ) 不足額	(ヘ) 不足額	(ヘ) 不足額
(3)で照合する箇所							
⑬ 期別納付額	(イ) 第1期	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期	(ホ) 第5期	(ヘ) 第6期	(ヘ) 第6期
⑭ 加入している労働保険				⑮ 特掲事業			
(イ) 所在地				(イ) 該当する			
(ロ) 名称				(ロ) 該当しない			
(イ) 所在地				(イ) 住所			
(ロ) 名称				(ロ) 名称			
(イ) 所在地				(イ) 住所			
(ロ) 名称				(ロ) 名称			

(5)業者名と一致しているか確認

参考資料⑥

1 建設業における社会保険の加入義務

◎：事業主が加入 ○：個人が加入

区分	就労形態	労働保険		社会保険					
		雇用保険		医療保険（いずれかに加入）				年金保険	
		雇用保険	日雇雇用保険	協会けんぽ	健康保険組合	国民健康保険組合 (建設国保等)	国民健康保険	厚生年金	国民年金
法人	常用労働者（1人～）	◎※1		◎	◎	◎※3		◎	
	日雇労働者		○	○※2			○		○
	役員等			◎	◎	◎※3		◎	
個人事業主	常用労働者（5人～）	◎※1		◎	◎	◎※3		◎	
	常用労働者（1人～4人）	◎※1				○	○		○
	日雇労働者		○	○※2			○		○
	事業主一人親方					○	○		○

※1 週所定労働時間が 20 時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 協会けんぽの日雇特例被保険者としての保険

※3 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

2 社会保険の適用除外

適用除外の企業	適用除外の保険
従業員 5 人未満の個人事業所	健康保険、厚生年金保険
役員だけの法人	雇用保険
個人事業主のみ、一人親方	雇用保険、健康保険、厚生年金保険